

申第19号「新たな制服の着用に関する申し入れ」に対する業務委員会開催

制服は業務に支障しない運用が必要 上着の着脱は個人の判断を認めよ！

本部は11月21日、申第19号「新たな制服の着用に関する申し入れ」について会社と業務委員会を開催しました。

申し入れに対して会社は、「要望に対して改善した結果が現在の制服に反映されている」として、J R 東海労の要求を受け入れない姿勢に終始しました。本部は、現場の実態、社員の意見を主張してきました。

現状の新制服では気候の寒暖差に対応できず、体調を崩す乗務員が多く発生していることから、本部は個人の判断によって、上着の着脱の自由を認めるよう強く訴えました。また、つねに清潔な制服で業務ができるよう、クリーニング方の改善を求めました。さらに、3シーズン用の制帽は蒸れやすい仕様になっていることから、具体的な対応方を提起しました。

新制服に関する問題は今後もさらに発生すると考えられることから、本部はあらためて申し入れることも検討していきます。

会社回答と主な議論は以下のとおりです。

『申第19号』申し入れと会社回答

1. 3シーズン用の洗濯回数について明らかにすること。

【回答】規程に定めたとおりである。

2. 夏服と3シーズン用の制服の交替について、制服を交替する10月と6月は、寒暖の移り変わりがあり、気候によっては作業に著しく支障をきたす場合がある。従って、この時期の制服の着用については、社員個々の判断で夏服か3シーズン用かを選択できるようにすること。

【回答】そのような考えはない。尚、鉄事支社ごとの地域の事情により、所属長が必要と認めた時には、着用期間を変更することができることとしている。

3. 3シーズン用の制服は生地が厚すぎて暑く秋の気候には適さず作業に支障をきたしている。生地の薄い合服を新たに設け2着貸与すること。

【回答】そのような考えはない。

制服クリーニングは業務の実状に合わせることに！

組合：3シーズン用制服のクリーニングについて規程に定める通りとはどのようなになっているのか。

会社：着用期間中に2回、保管時に1回と定めている。

組合：具体的にはどういうことか。

会社：1着につき上限2回であるが、地方によって時期や方法は異なっている。

組合：ロッカーに汚れた制服を保管することがないよう、期間の中程にも1回クリーニングできるようにされたい。

健康管理の観点から、上着の着脱を個人の判断で対応できるようにせよ！

組合：3シーズン用制服の生地は旧の合服と比べると厚く、暑さで作業に支障をきたしている。新幹線職場では、着用が時期毎に決められているので対応ができない。幅広い対応を求める。

会社：回答の通り、地域の特情があれば所属長が判断する。

組合：時期の中でも日によって寒暖の差が激しいことがある。所属長の判断ではなく個人毎での幅広い対応にすることはできないのか。

会社：個人毎の判断ではなく、所属長の判断でできるという考え方である。

組合：所属長の判断とは具体的にはどういうことなのか。

会社：鉄事支社ごとの判断となるが、できかねることもある。

組合：対応方は現場毎でも違うはずである。

会社：在来線は、現在でも柔軟な対応となっている。

組合：今、衣替えの時期に体調を崩す乗務員が多い。線区によっては昼間と夜間で寒暖の差が激しいからである。制服の問題をそのままにしておくと、突発で休む乗務員が増えてしまう。以前は、昼間は上着を脱いで良い、夜間は上着を着て良い、などで対応できていた。

会社：それはどこでの対応なのか。

組合：在来線である。運転室で上着を脱いだら置く場所も決められていた。熱中症の発生なども新しい制服となるきっかけとなったはずだが、健康面をしっかりと考慮して、制服の運用については融通をきかせてもらいたい。

会社：職場の実状はどうかということをわきまえて、所属長が判断する。

組合：そちらは着用期間のことを言っているのだと思うが、こちらは着用方を個人の判断でできるようにせよと言っているのである。

会社：そちらの言っていることは理解出来るが、制服であるので統一的な取扱いをすることとしている。個人の判断では認めていない。

組合：J R 東日本では、様々な制服を個人の判断で着用している。社員が体調を崩して業務に支障が出るようなことは看過できないはずである。

会社：個人の判断で対応できるようにされたい、ということは聞いておく。

組合：駅職場では、社員の要望を聞いてけっこう融通をきかせている。広範に対応されたい。

新制服の問題については、改善を重ねること！

組合：夏は開襟シャツにベストの着用ができるが、更に寒さ対策で薄手の上着を支給されたい。また、3シーズン用帽子は内側がビニールコーティングされており蒸れやすい仕様となっている。汗が垂れて目に入るようなことがあれば、運転に支障をきたす。使い捨て汗吸収パットなど支給するとか夏用制帽の着用を認められたい。

会社：意見としては承るが、新制服は改善された結果のものであると受け止めていただきたい。

組合：制服に関する問題が他にも発生すれば、あらためて申し入れていく。

以 上